

一〇月六日  
午前10時から午後3時まで  
無料法律相談  
をいたします  
<法の日週間行事>  
場所・市役所休憩室

会津若松

# 市政だより

154号

昭和38年10月1日発行  
会津若松木次報  
発行人・編集人・社長  
会津若松市  
毎月1日・15日発行

昭和26年7月6日第三種郵便物認可



**明日の群像**

少年パトロールが発足したのは、今年の4月で会津若松警察署大町派出所管内の16町内の子供会を中心に、1,470名の子供達で結成されました。自分達の住んでいる町の交通事情や衛生問題などについて、良い点悪い点を実際に見て、自分の現実を見て反省する活動として、少年パトロール隊が誕生しました。この活動は、大人の人達に対する注文もかなり多いそうです。大人の立場から、この町の姿を見、自分の町を良い環境にしようとはりきっています。

写真=パトロールする子供たち

今月のメモ

**コンクール**

書道週間に、児童読書感想文コンクールを行ないます。資格は小学生限り、一人一点、原稿用紙五枚以内、締切は十月十五日まで、発表は十一月十三日。なお作品の初めには、題名、学校名、学年、氏名を書き、書名・著者・発行所は文終わりに書くこと。

**市民ハイキング**

秋の市民ハイキングは、十月六日です。秋の市民ハイキングは、十月六日です。行先は、大川ライン塔のへり、午前七時二十分までに、会津若松駅に集合すること。七時五十四分会津若松駅（往復とも、汽車を利用す）申し込みは市教育委員会保健体育課、定員100名、参加料は交通費とも西円一百元。

書道週間は、ことしも十月十七日、公民館で行なわれます。ご希望の方は、十月十五日までに図書館に申込のこと。  
一般、子供の部だけ、一般は高校生以上、自作作品を限ります。

**第三回児童読書感想文**

市議会で研究討議した。

五日（木）～六日（金）  
県社会福祉大会  
下の福祉関係者約1,300人が市民会館に集まり、社会福祉の向

▼海外移住資料展  
南米移住者の現地の様子を写真に収めた海外移住資料展が、市民会館において行なわれた。

二十日（金）～二十五日（水）  
会津まつり  
恒例の会津まつりは、今年も千二日より三日間にわたりて盛大にくりひびられ、戦後最高の人出でございました。

▼文化講演会  
文化の秋にささがけて、平林たい子、大江健三郎、龜井勝一郎氏を講師に招き、市民一、八〇〇名がユーモアあふれる講演を聞いた。

十九日（木）～二十五日（水）  
▼日本古美術展  
公民館で行なわれた日本古美術展には、絹式十幕からなる日本の重要美術品が展示され、連日観覧者でにぎわった。

九月の主な  
あしあと





# 国民健康保険税が変わりました

低額所得者は減税・納期も六期制から五期制に

国保税の税率が  
決定しました

昭和三8年度の国民健康保険税(以下国保税といいます)の税率が変わりました。

国保税は国保の被保険者のみなさんが、一年間に病院などにかかった場合で、市から医療機関に支払う金額(療養給付金)によって決まります。会津若松市の場合はこの療養給付費の約五十四ペーセントを国保税として、みなさんに課税しているわけです。

今年度の国保税は、このようにして定められた税の総額を、所得に応じて四十ペーセント、資産に応じて十ペーセント、被保険者の数に応じて十五ペーセント、世帯に応じて十五ペーセントと分けた。

所得割 課税総所得金額の百分の一、八〇

資産割 固定資産税(土地、家屋)の百分の十一

均等割 被保険者一人につき二

平等割 一世帯につき八百八十円

ことしから低額所得者の国保税が減税されます

この減税の対象となるのは、総所得額が九万円以下の世帯で、昨年の均等割と平等割の合計税額が十八万円未満としたときに計算されれた納税通知書(徴税令書)が十二月に配布されます。

されば、総所得額が九万円以上が、すこし高めと見て暫定課税

(世帯を除く被保険者数×一万)をいたしましたので、次のようになります。  
田)=合計額にならば世帯になります。

ついては、昨年の均等割と平等割の合計額の三分の一が減税されま

す。

図をとすると、

場合

(2分の1減税)

均等割 1,360円+平等割 880円=減税 890円

(340円×4人) (1世帯につき)

[例の1] 総所得額 9万円以下の世帯で、4人家族の場合  
(2分の1減税)

均等割 1,360円+平等割 880円=減税 890円

(340円×4人) (1世帯につき)

[昨年の均等割+平等割]  $\frac{270 \times 4 + 700}{2} = 1,350$  円

[例の1] 課税総所得金額21万円、固定資産税 3,700円で4人家族の世帯の場合。

所得割 3,780円+資産割 400円+均等割 1,360円

(21万円× $\frac{1}{100}$ ) (3,700円× $\frac{11}{100}$ ) (340円×4人)

+平等割 880円= 6,420円

(1世帯につき)

6,420円-2,400円

(暫定税額) (1期 1,200円) (2期 1,200円) ... = 4,020円 (3期 1,340円) (4期 1,340円) (5期 1,340円)

て、ひびの保険税を確定して下さい。

第三期の納期限

城北地区、四日一鶴城地区、七日

一日新、城西地区、九日一行

一時から三時まで、場所は保健所

検診料は無料。必ず母子手帳を

持参してください。

十月二十五日

延滞金の計算方法

一緒に、第二期の納付書も配布

ならますので、納税通知書をよく

お調べの上、納期限までに第一期

分を納めて下さい。納税通知書と

第三期の納付書に不審の点があ

りましたら、社会保険税係へお

問い合わせ下さい。

第三期の納付書は、昭和三十七年一月一日から昭和

三十八年三月三十日までに生

まれた者で、まだ一回も受けた

ことのない者

が変わりました

昭和三八年十月一日から延滞

金がなくなり、延滞金だけと

なりました。そのため、督促状が配

布になって、十日を経た日の前日

までは、延滞金につき四錢となります

えた日以後は延滞四錢となります

から、早めに納めて下さい。

赤ちゃんの健診を守るために乳幼児の検診

が実現されました。

この国保税は、昨年まで六期だ

ったのが、今年度は八月の納期が

三十七年七月一日から三八年六

月三十日までの間で生まれた赤ちゃん

なくなり、五期になりましたので

一月三十日までの間で生まれた赤ちゃん

が、年々高まっておりますが、年

乳幼児死」の減少をはかつて、乳

用紙は衛生課、支所、出張所に

ありますので、ご都合のよい場

所に提出して下さい。

## 10月1日から赤い羽根共同募金



みよりのない老人や子供、身体が不自由で働けない人、生活の特に苦しい人々など、世の中には不幸な恵まれない人たちがたくさんおります。

これらの人々に10月1日から展開される「赤い羽根運動」による、みんなのあたたかい力で助け合っていただきたいと思います。

会津若松市・共同募金会